

「投資の促進及び保護に関する日本国政府と
パプアニューギニア独立国政府との間の協定」
について（略称：日・PNG投資協定）

パプアニューギニアとの間の投資の促進、保護等について定める。

* 投資協定とは、一方の締約国（例：日本）の投資家（企業等）が他方の締約国（例：パプアニューギニア）において投資財産（企業、証券、不動産等）の運用等を行う際に最恵国待遇や内国民待遇を保証するとともに、送金の自由や収用の際の補償の条件等を定め、投資家の投資活動を保護・促進するものをいう。

1. 背景

- 2010年3月：日・PNG首脳会談において、本協定の交渉開始を決定。
2011年4月：ポリエ外務貿易移民大臣と松本外務大臣との間で東京において署名。

2. 協定のポイント

本協定は、投資財産の設立後の局面における投資家及び投資財産の保護を中心に規定している。加えて、①可能な限り投資家の参入に向けた良好な環境を実現すべく、投資設立段階において投資受入国が相手国の投資家及び投資財産に対し最恵国待遇を付与すべく努力する義務及びそのための協議義務（第3条2）を盛り込んでおり、また、②現地調達要求、技術移転要求等の特定措置の履行要求を投資財産設立後に課すことの禁止（第6条）についても盛り込んでいる。

3. 締結の意義

- （1）パプアニューギニアは、太平洋島嶼地域最大の人口及び面積を有する同地域の大国。同地域における経済活動の中心となる国として今後の経済成長が期待されている。また、同国は、天然ガス、金、銅を始めとする天然・鉱物資源が豊富。近年、特に天然ガスの本格的な開発を背景に、貴重な資源の供給元として我が国の資源外交上の重要性も高い。
- （2）本協定により、投資環境の法的安定性が増す等、投資家にとって良好な投資環境が整備されることになり、日本とパプアニューギニアとの間の投資の促進及び両国経済関係の更なる緊密化に資するものと期待される。

（了）